

船橋市公園を活用した健康づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が身近な公園で手軽に出来る運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、船橋市公園を活用した健康づくり事業に係る必要な事項について定めるものとする。

(対象となる事業)

第2条 対象となる事業は次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 市民組織等、健康づくりに関する活動を行う団体が実施すること。

(2) 原則月2回以上、市内公園等において定期的に事業を実施出来ること。

但し、天候不良等によりやむを得ず実施が困難であった場合はこの限りではない。

(3) 広報、ホームページ、チラシ等において、広く参加者を募ることが出来ること。

(4) 活動時間内はのぼり旗を掲げ、周知を図ること。

(5) 健康づくりメニューは、無償で提供すること。

(6) 実施にあたっては、新規団体については2週間前まで、継続団体については前年度末までに計画書を提出すること。また、事業終了後は翌月10日までに実施報告書を月毎に事務局に提出すること。

(委託料の額)

第3条 委託料は市民組織等の事業実施団体に対し、1か所一月あたり5,000円を支払うものとし、複数の団体が行う場合は計画書に記載のある責任者の属する団体に支払うものとする。

(委託料の対象経費)

第4条 委託料の対象となる経費は、健康づくりメニューの提供に係る消耗品等に使用するものとする。

(委託料の請求)

第5条 事業を実施した団体は、翌月10日までに請求書により市長に請求しなければならない。

(委託料の支払い)

第6条 市長は、前項の規定により請求があったときは内容を審査し、適当と認めた場合は請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。